

## 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

原子力発電所の再稼働に際して新たな安全基準が策定された。

今回の新たな安全基準は、本来原子力安全委員会の審議を経て決定すべきものであるが、政治判断の名のもとに、四大臣の会合で決定されたものであり、何の法的根拠も有していない。また福島第一原子力発電所事故の検証が十分にできていない状況で、このような重要な基準が、審議の状況を国民に公開することなく策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものである。

国においては、原子力発電所の再稼働の判断にあたり、福島第一原子力発電所事故の十分な検証を踏まえ、安全基準、安全性及び再稼働の必要性について丁寧な説明を行う等、地元自治体をはじめ周辺自治体も含めた地域関係者の理解を十分に得ること等、慎重な対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 21 日

岐阜県 可児市議会

衆議院議長	横路 孝弘 様
参議院議長	平田 健二 様
内閣総理大臣	野田 佳彦 様
総務大臣	川端 達夫 様
経済産業大臣	枝野 幸男 様
内閣府特命担当大臣 (原子力行政)	細野 豪志 様
内閣官房長官	藤村 修 様